

平成 23 年 8 月 1 日

株 主 各 位

株式会社沖電工

代表取締役社長 嘉手納 伸

株券不発行会社への移行に伴うお知らせ

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社は平成 23 年 6 月 24 日開催の第 43 回定時株主総会での承認を経て、定款を一部変更し、平成 23 年 8 月 1 日をもって株券不発行会社へ移行しました。

つきましては、平成 23 年 8 月 1 日現在の株主名簿に基づき『株主名簿記載事項証明書』を送付いたしますので、内容の確認をお願いいたします。

また、無効になりました株券につきましては、無効株券の流通による混乱を防止する観点から、下記のとおり弊社にて回収させていただきますのでご協力の程、宜しくをお願いいたします。

敬具

記

○ 提出方法

同封の返信用封筒をご利用いただき、すべての株券を郵送下さい。

(留意事項)

- ① 名義変更が済んでいない株主様、住所を変更された株主様は別途手続きが必要となりますので、郵送前に下記までお問い合わせ下さい。
- ② 株券不所持申出受理通知書をお持ちの場合は株券と一緒に郵送下さい。
- ③ 紛失、その他の理由により提出ができない場合は下記までお申し出下さい。
- ④ 次に該当する株主様につきましては、株券の提出は不要です。
 - ・ すべての株券について不所持の申し出をされている株主様
 - ・ 株券喪失登録の申請をされている株主様
 - ・ すでに株券を提出されている株主様

○ 添付資料：株券不発行会社への移行に関する Q & A

以上

(お問い合わせ先)

〒900-0025

沖縄県那覇市壺川二丁目 11 番 11 号

株式会社 沖電工 総務企画部

TEL 098-835-9888

株券不発行会社への移行に関するQ&A

質問1. 株主としての権利に変更があるのですか？

【回答】株主様の有する株式の内容につきましては、これまでと何等変わることはございません。今後は株主名簿の記載に従い当社に対し権利を行使いただくこととなります。

質問2. 今後、株式を譲渡もしくは取得した場合の手続きはどうしたらいいですか？

【回答】当社は、定款において株式に譲渡制限を付しているため、株式の譲渡には取締役会の承認が必要ですから当社所定の株式譲渡承認手続（取得承認手続）をおこなって頂き、お申し出の譲渡が承認された場合には、株式を譲渡される方と譲受される方が共同（お二人のご署名とお届け印のご捺印が必要となります。）して、当社所定の株主名簿の名義書換の手続きをして頂くこととなります。お手続きの窓口は当社総務企画部にて行っておりますので、お問い合わせください。

質問3. 株券がなくなり本当に株主であるのか、不安なので株主としての証明書が欲しい。また、実際に株主であることの証明書が必要となった場合はどうしたらいいのでしょうか？

【回答】株主様であることの証明を必要とされる場合につきましては、「氏名・住所・保有株式数・株式を取得した日」を記載した株主名簿記載事項証明書を発行いたします。また、紛失等で証明書の発行を必要とされる場合は、当社にご連絡いただければ発行いたします。

質問4. 何も手続きをしなくても、株主総会や配当の案内を受取ることができますか？

【回答】株主名簿に記載された株主様であれば、何等問題なく受取ることができます。

以上